

半田市公用車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事故の未然防止、事故発生時の原因究明並びに運転手の指導及び教育を行うため、公用車に設置するドライブレコーダーの効果的かつ適正な管理運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 車両に取り付ける装置であつて、車外の映像を撮影し、記録するものをいう。
- (2) データ ドライブレコーダーによって収集された映像情報をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 ドライブレコーダー内のハードディスク、メモリーカード等の記録媒体であつて、電磁的方法によりデータを記録することができるものをいう。
- (4) 解析・保存装置 ドライブレコーダー及び公用車を管理する課等（以下「所管課等」という。）に設置されたパソコン等の装置であつて、データの解析及び保存を行うものをいう。

(管理責任者等)

第3条 ドライブレコーダーの設置及び管理並びにデータの取扱いを適切に行うため、所管課等に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、半田市自動車等運行管理規程（昭和55年半田市訓令第1号）第2条に規定する運行管理責任者とする。
- 3 管理責任者は、ドライブレコーダーの適切な管理及びデータの漏えい防止を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、当該所管課等の所属職員の中から操作取扱者を指定し、操作取扱者は、管理責任者の指示に従つて電磁的記録媒体及び解析・保存装置を操作する。

(データの保存)

第4条 市長は、次条第1項の規定によるデータの閲覧又は解析及び第6条第1項の規定によるデータの提供をする場合に限り、データを解析・保存装置に保存するこ

とができる。

- 2 解析・保存装置に保存されたデータは、保存の必要がなくなった場合は、速やかに消去しなければならない。

(データの閲覧又は解析)

第5条 データは、次に掲げる場合に限り、閲覧又は解析を行うことができる。

(1) 事故、トラブル等の状況確認又は原因の分析及び究明

(2) 公用車の安全運行を目的とした運転手研修への活用

- 2 データの閲覧又は解析を行う場合は、その日時、理由、閲覧又は解析を行う者、利用する情報の範囲その他必要な事項を書面に記録しておかなければならない。

(データの提供)

第6条 データは、外部に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

(1) 裁判所による差押え又は提出命令に基づき、当該裁判所に提出する場合

(2) 捜査機関による差押えにより、当該捜査機関に提供する場合

(3) 法令の規定に基づく裁判所、捜査機関等からの照会に対して、提供する場合で、市長が必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定によりデータの提供を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内容等を記載した記録書を作成しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。